

ニュースレポート

令和7年3月25日

報道機関各位

契約管財課 契約検査係

タイトル 令和7年4月入札・契約制度の改正について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	令和7年4月入札・契約制度の改正について
日時	令和7年4月1日
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと） 別紙のとおり、令和7年4月1日以降、取り扱うこととします。 (1) 週休2日制度を活用する工事の導入について (2) 工事請負契約における法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について (3) 電子契約の試行導入について (4) 少額随意契約が可能な基準額の引き上げ及びそれに伴う改正について	
問い合わせ先	部課係名：総務部契約管財課契約検査係 担当者名：桃井 電話：0791-43-6865 内線（ 2348 ） FAX：0791-43-6892

○添付資料（☒・無） ○ホームページへの掲載（☒・無） ○議会報告（☒・無）

令和7年4月 入札・契約制度の改正について

1 趣 旨

入札・契約制度改善のため、次のとおり改正するので報告します。

2 適 用

令和7年4月1日以降に公告、指名通知または見積依頼する案件から適用します。

3 内 容

(1) 週休2日制度を活用する工事の導入について

建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、週休2日制度を活用する工事を導入します。

○適用範囲 原則として、予定価格200万円を超える工事

適用除外工事

- ・ 工期が30日に満たない工事又は現地作業が1週間に満たない工事
- ・ 災害に伴う緊急工事及び応急工事又は災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事

(2) 工事請負契約における法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

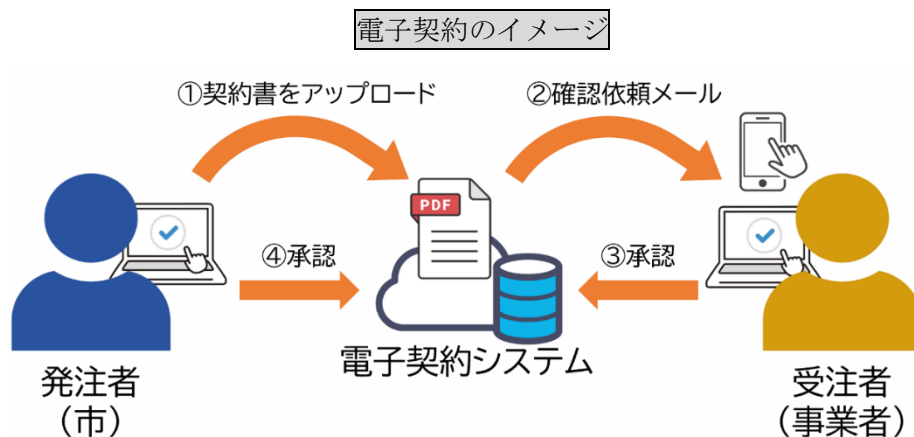
社会保険未加入対策をさらに進めていくため、工事請負契約において、法定福利費（雇用保険料、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料）を明示した請負代金内訳書の提出を受注者に求めます。

(3) 電子契約の試行導入について

契約業務の効率化、事務負担の軽減を行うため、電子契約を試行導入します。

○適用範囲

契約管財課を通じて発注する工事、委託契約（企業会計を除く。）
ただし、電子契約を希望しない場合、従来どおり紙の契約書も可能



(4) 少額随意契約が可能な基準額の引き上げ及びそれに伴う改正について

少額随意契約が可能な金額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき赤穂市財務規則第103条に定める基準額を超えない範囲となっていますが、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、その基準額を引き上げます。また、基準額の引き上げに伴い下記のとおり改正を行います。

【赤穂市財務規則第103条に定める基準額】

契約の種類	改正前	改正後
一 工事又は製造の請負	130万円	200万円
二 財産の買入れ	80万円	150万円
三 物件の借入れ	40万円	80万円
四 財産の売払い	30万円	50万円
五 物件の貸付け	30万円	改正なし
六 前各号に掲げるもの 以外のもの	50万円	100万円

【基準額の引き上げに伴う改正内容】

項目（工事・委託関係）	改正前	改正後
契約書の省略を可能（請書の作成）とする契約金額	130万円未満	200万円未満
暴力団排除措置に係る誓約書を免除する契約金額（元請、下請共）	130万円未満	200万円未満
項目（工事関係）	改正前	改正後
前金払いの対象とする請負金額	130万円を超える	200万円を超える
最低制限価格を設定する設計金額	130万円を超える	200万円を超える
積算内訳を公表する契約予定金額	130万円を超える	200万円を超える
担保契約の省略を可能とする契約金額	130万円未満	200万円未満
工事成績評定の対象とする請負金額	130万円以上	200万円以上
電子入札システム条件付き一般競争入札の実施を行う予定価格	130万円を超える	200万円を超える
電子入札システム指名競争入札の実施を行う予定価格	130万円を超える	200万円を超える
小規模工事の対象（修繕含む）とする発注金額	50万円未満	100万円未満
項目（委託関係）	改正前	改正後
最低制限価格を設定する設計金額	50万円を超える	100万円を超える
電子入札システム条件付き一般競争入札の実施を行う予定価格	50万円を超える	100万円を超える
電子入札システム指名競争入札の実施を行う予定価格	50万円を超える	100万円を超える